



平成18年8月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 谷 彰 彦  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 番 号 2 4 9 8 )  
問 合 せ 先 取 締 役 長 尾 千 歳  
統 括 管 理 本 部 長  
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

## 内部統制システムの整備に関する基本方針について

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役・使用人は、内部統制規則及びコンプライアンス経営規則に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
  - (2) コンプライアンスの統括部署となる統括管理本部は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
  - (3) 内部監査部門として執行部門から独立した監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
  - (4) 取締役・使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組み（社内通報規定）により補完する。
  - (5) 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文章を閲覧することができる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。
  - (2) リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保・品質向上に向けた対応を強化する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、使用人の業務執行状況を監督する。
  - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎

月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(3) 取締役会は、経営方針(ACKG ONE)の下に経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ共通の経営方針(ACKG ONE)をグループ全体へ周知徹底することで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。

(2) 当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加するグループ経営会議を、定期的(1回/1ヶ月程度)及び臨時に開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。

(3) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理すべき事項を定める。

(4) 監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(5) 当社及びグループ内における法令違反及びその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに報告する体制を整備する。

(6) 当社及びグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を徴収し、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、グループ経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。

(2) 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。

(3) 監査役は、当社及びグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(4) 監査役の過半数は社外監査役を設けることで、対外への透明性を担保する。

以上